

## 意見書・PI外環沿線協議会を「総括」する

2004.10.21 栗林勝彦

発足後2年4ヶ月を経て、PI外環沿線協議会(以下、PI協議会という)は、「2年間のとりまとめ」をひとつの結論として、一旦の「区切り」をつけることが予定されています。この「区切り」にあたって、私が代表をつとめる「成城地域フォーラム」において、PI協議会をどのように「総括」するかについて討議を行いました。以下は、その主な内容です。

この報告を以って、私の意見といたします。

なお、「成城地域フォーラム」は、平成11年に成城・喜多見の住民に声を掛けて結成した外環検討のための住民活動グループです。最近、地区内の様々な地域活動グループの連絡会の趣も有しています。また、外環情報については、成城自治会機関誌「砧」(毎月一日、約4千部発行、配布先は成城全部・砧の一部、区役所・学校など)で、広報しています。

## 1. PI協議会は「失敗」と言わざるを得ない

PI協議会は、大型の公共事業で我が国ではじめて取り組むPI方式の実験ということで注目が集まりました。しかし結果的には、十分な協議を尽くしたとはとても言いがたく、残念ながら参加者や関心をもつ市民には大変不満の残る形で終わることとなりそうです。即ち、PI協議会は「失敗」であったと言わざるを得ない状況にあります。

何故、このような結果に終わったのかという最大の理由は、当初段階から、当局側がPI協議会は何ら決定権限をもたないとして、PI協議会を通じての参加者間の意見の「すりあわせ(論点の整理と一定の合意形成)」をどのように進めていくのかという視点がなかったことにあるように思われます。そのため、PI協議会の場合は、常に一方通行的な意見発表に終始してしまい、当局側にとって都合のいい意見が主に反映されるという結果になったように見受けられます。「とりまとめ案」にも、「外環は必要ない」とする意見の記載はほとんどありません。

このことは、PI協議会発足時の「ゼロベースからの協議」という確認事項に対する、当局側の責任と言わざるを得ません。PI協議会の協議途中で、しばしば外環に関する重要なマスコミ発表(大深度方式、立ち退き戸数、環境アセスメントなど)が、協議会を一切無視してなされるという事実が、このことを端的に示しています。また、協議途

中で提供される多量な資料や情報が一方的で都合のいいものだけが出されたことも、より公平で客観的な協議ができなかった理由といえます。

なお、今回のP I協議会は、はじめてということもありましたが、当初から何を目的に、どのような運営とプログラムで、どのように結論を得ていくのかというプロセスが一切不明という変則的な形ではじまりました。そのことが最後まで「あいまいさ」を残してしまったように思われます。

さらに、当初P I協議会を見守っていく第三者機関として位置づけられていた「有識者委員会」は、いち早く見解を発表して解散してしまいました。これは明らかに、責任放棄といえます。P I協議会の協議に関して、より公平で中立的な立場からチェックしていく第三者機関の存在は不可欠だったからです。

## 2 . P I協議会をどう「総括」するのか

今回のP I協議会の「失敗」は、期待が大きかった分だけ今後のP I方式の展開に様々な影響を与えることが予想されます。そこで、P I協議会について、関係者を含めて今後のより創造的なあり方をめざしたより広範な「総括」を進めることを提案します。この2年余の経験<sub>を</sub>無にしないためにも、我が国におけるP I方式の真の定着のためにも、原点に返った真摯な「総括」を行うことを求めます。

P I協議会があいまいなまま「解散」されたとしても、外環道路についてのP I方式は終了したとは思えません。当面、現在実施中の環境調査についての評価、区市の環境問題をベースとした地域P Iの実施、P I協議会のフォローアップ作業などが必要です。これらのP I方式の位置づけの明確化を求めます。

## PIの考え方と外環PIの問題点

2004.10.21 栗林勝彦

パブリック・インボルブメント(P I)とは、政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法を意味する。

P Iは、市民などのニーズを反映した計画の高質化、発案から計画策定までの経緯について市民等から納得が得られることを目的として実施されるものであり、P Iの実効性を高めるためには質的向上が課題であることが、外環P Iから明白に見えている。

2003年6月に、国土交通省が「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」を策定したが、この中で、公共事業の構想段階・計画段階において、

複数案の作成、公表

手続きを円滑化するための組織の設置(協議会、第三者機関等)

住民等の意見を把握するための措置

案の決定過程の公表等

などを定めている。

三菱総研社会システム研究本部が、財団法人計量計画研究所との協働業務を通じて、P Iの原則を整理している。

プロセスを共有する、P Iと意思決定の分離、P Iは段階的に実施する、「課題」と「実現すべきアウトカム」を共有する、「検討すべき代替案」を共有する、「評価の視点」を共有する、の6原則を上げている。

以上の考え方を踏まえて外環P Iを振り返ってみると、いくつかの問題点が浮かび上がる。思いつくままに述べると、

国と都は、必要性に関して住民を納得させるために十分な資料を出し切れていない。

住民の意見に対して、応答ができていない。

P Iに参加すべき人の定義が曖昧である。

代替案が存在しない。

意思決定のプロセスが明確にされていない。

合意形成のルールや重み付け、合意形成と意思決定の関係が不明確である。

この点については、政治マターが影を落としているとも言える。

以上